

## 社会資本整備審議会・交通政策審議会交通体系分科会計画部会 基本問題小委員会の議事運営について（案）

基本問題小委員会の運営については、社会資本整備審議会令、交通政策審議会令及び各審議会運営規則に準じ、下記の通り進めることとする。

### 記

1. 小委員会には委員長を置き、委員の互選により選出する。
2. 委員長は議事運営を行う。
3. 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
4. 小委員会は、委員長が招集する。
5. 小委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことが出来ない。
6. その他、小委員会の運営に関し必要な事項があれば、必要に応じ、随時定める。